

入 札 説 明 書

入札事項名

かごしま健康の森公園で使用する電気

〒892-0816

鹿児島市山下町 15 番 1 号
公益財団法人鹿児島市公園公社
電話番号 099-221-5055

入札説明書

かごしま健康の森公園で使用する電気の購入契約に係る制限付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 入札公告日 平成 26 年 2 月 26 日
- 2 入札執行者 公益財団法人鹿児島市公園公社
理事長 山中 敏隆
- 3 契約担当課 〒892-0816
鹿児島県鹿児島市山下町 15 番 1 号
公益財団法人鹿児島市公園公社 総務係
電話 099-221-5055
FAX 099-223-5690
E-mail tokusshige@k-kouenkousya.jp
- 4 入札に付する事項
 - (1) 件 名 かごしま健康の森公園で使用する電気
 - (2) 内 容 「かごしま健康の森公園電気需給仕様書」のとおり
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) このお知らせの日から落札決定の日までの間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 8 年 5 月 28 日制定）、鹿児島市建設工事等暴力団排除対策要綱（平成元年 4 月 1 日制定）その他の鹿児島市で定める指名停止に関する規程に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
 - (4) 電気供給開始日である平成 26 年 4 月 1 日から送電することが可能である者であること。

(5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 平成 24 年度の 1 キロワットアワー当たりの二酸化炭素排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された調整後排出係数又はこれと同様の算定方法に基づき算出されたものをいう。）が 0.599 kg-CO₂/kwh（以下「基準値」という。）以下であること。

イ 平成 24 年度の調整後排出係数が基準値を超える場合は、その差に相当する部分について、鹿児島市の予定使用電力量に応じて、一般財団法人 日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターが認証するグリーン電力証書を購入し、鹿児島市に無償で譲渡できること。

ウ 平成 25 年度中に電力供給を開始した特定規模電気事業者で、供給開始の日から平成 26 年 1 月末日までの 1 キロワットアワー当たりの二酸化炭素実排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく算定方法により算出されたものをいう。）が基準値以下であり、かつ平成 25 年度の調整後排出係数が確定したときに当該係数が基準値を超える場合は、その時点でイに準じた対応ができること。

(6) 平成 24 年度において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）附則第 12 条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第 11 条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成 14 年法律第 62 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく勧告を受けていないこと。

(7) 環境負荷を軽減するための社会貢献事業活動を行っていること。

(8) 納期の到来している市区町村税を完納していること。

(9) 契約後、この契約を的確に履行できる経営の規模及び状況にあると認められること。

(10) 本施設と同等以上の電気供給実績があること。

6 入札参加資格審査の申請の方法及び時期等

(1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に、次に掲げる書類（ア、イ、ウ、エについては、3 箇月以内に発行されたもの）を添付して、直接又は郵便により提出するものとする。

ただし、平成 26 年度の鹿児島市施設の電気の購入契約に係る入札参加資格申請書の添付書類については、この申請前に鹿児島市の他施設において当該添付書類（クを除く）の提出があった場合、その提出を省略することができる。

ア 登記簿謄本（法人の場合に限る。）

イ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

ウ 納税証明書

(ア) 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島市の市税（同市税が課税されていない者で市外に主たる営業所を有する者
にあつては、主たる営業所の所在地の市区町村税）について未納の税額がないこと
の証明書

エ 印鑑証明書

オ 財務諸表（法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び
損益計算書、個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写
し）

カ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 3 条第 1 項の規定による一般電気事業の
許可を受けていない者にあつては、同法第 16 条の 2 第 1 項の規定による届出をした
者であることを証する書面の写し

キ 電気の供給実績及び供給可能量が確認できる書類（特定規模電気事業者のみ、写
し可）

ク 5 の(5)、(6)、(7)、(10)に掲げる事項の確認に必要な二酸化炭素排出係数等報告書、環
境報告書（注 3）及び確認資料

(2) 受付期間

平成 26 年 2 月 26 日から平成 26 年 3 月 10 日まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）
とし、受付時間はそれぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午
後 1 時までの時間を除く。）とする。

(3) 受付場所

前記 3 に同じ

(4) 入札参加資格審査申請に係る結果通知は、入札参加資格審査通知書により郵便で通知
する。

(5) 入札参加資格の有効期限

入札参加資格を取得した日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

7 入札説明書等に対する質疑応答

入札説明書等に対する質問は、文書により次の受付場所に持参し、または郵送により
行うものとする。また、質問に対する回答は、回答書を作成し郵送により行うものとし
る。

(1) 受付場所 前記 3 に同じ

(2) 受付期限 平成 26 年 3 月 10 日(月) 午後 3 時までとする。

8 入札の日時及び場所

(1) 日時 平成 26 年 3 月 14 日(金) 午後 2 時 00 分から

- (2) 場所 鹿児島市山下町 15 番 1 号
市民福祉プラザ 5 階 小会議室 3

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

10 最低制限価格

設定しないものとする。

11 郵送又は電信による入札

郵送又は電信による入札は認めない。

12 開札

即時開札とする。

13 入札書の記載方法等

(1) 入札金額は、年間予定使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もって記載すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

14 積算内訳書の提出

(1) 入札に際して、参考総価比較額の積算基礎となった積算内訳書の提出を求める。

(2) 積算内訳書には、1 月ごとの 1 キロワット当たりの基本料金、1 月ごとの使用電力量 1 キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

(3) 積算内訳書の記載にあたっては、月額総料金に 1 円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、その他の金額は 1 銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。また、割引率又は加算率に小数点以下第 5 位の数字があるときはこれを切り捨てるものとする。

1 5 入札の方法

- (1) 入札に参加する者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。
- (2) 入札に参加する者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、氏名（法人の場合はその名称または商号）及び入札件名（かごしま健康の森公園で使用する電気）を記載した封筒に入れ、入札執行者に提出しなければならない。
- (3) 入札に際しては、前記(2)の封筒に前記 14 の積算内訳書を同封して提出しなければならない。なお、当該積算内訳書にも入札者の記名押印をしなければならない。
- (4) 入札者は、提出した入札書の書換え、引替え、又は撤回をすることができない。
- (5) 入札者が、相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

1 6 入札の無効に関する事項

次の(1)から(11)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札
- (6) 同一事項について2通以上の入札書（他の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (8) 再度入札において前回の入札の最低金額以上の金額による入札
- (9) あきらかに連合によると認められる入札
- (10) 入札書記載金額と 1 4 の(2)に規定する積算内訳書に記載された参考総価比較額とが異なる入札
- (11) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

1 7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格で申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ちあわない者、又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務

に関係のない職員にくじをひかせるものとする。

- (3) 契約は、入札書に記載されている基本料金の単価及び使用電力量料金の単価等で行うものとする。

1.8 落札者がいない場合の処置

開札をした場合において落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は3回までとし、3回目の入札においても落札者がいないときは、入札を中止する。

1.9 契約書の提出

落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内に契約書を提出しなければならない。

2.0 支払条件

- (1) 落札者は、毎月末日の24時に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう）を公益財団法人鹿児島市公園公社に通知するものとする。
- (2) 公益財団法人鹿児島市公園公社の検収後、落札者の定める任意の様式による請求書により、電気料金の支払いを公益財団法人鹿児島市公園公社に請求するものとする。
- (3) 公益財団法人鹿児島市公園公社は、(2)の請求があったときは、落札者の指定する日（支払期日）までに電気料金を支払わなければならないものとする。ただし、支払期日は、「特定規模需要標準供給条件」による。

2.1 異議の申立て

入札した者は、入札後、入札説明書、仕様書、契約書（案）等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

2.2 その他

入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書（案）等を熟読のうえ、入札しなければならない。

(注1) 1キロワットアワー当たりの二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された調整後排出係数又はこれと同様の算定方法に基づき算出されたものをいう。

(注2) グリーン電力証書とは、第三者認証機関である「一般財団法人 日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センター」が発電実績を認証し、民間会社が発

行する証書をいう。購入する証書のグリーン電力量は次の算出式による。

グリーン電力証書電力量 > 予定使用電力量×(1-0.599÷平成 24 年度二酸化炭素排出係数)

(注 3) 環境報告書とは、平成 24 年度の自社の環境への取り組みをまとめた「環境報告書」又は「CSR 報告書」をいう。「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に定める記載事項を満たすものであること。